

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百二十四号）

【令和五年四月一日施行（附則第二条の規定のみ公布日施行）】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前		
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令 号）の公布の日から適用する。</p> <p>（受給資格の確認等に係る経過措置）</p> <p>第一条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担当規則」という。）第二条第一項から第四項までの規定及び第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担当規則」という。）第二条第二項から第四項までの規定（新薬担当規則第十一條において読み替えて適用する場合を含む。）は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であつて、あらかじめ、その旨を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録し電子情報処理組織を用いて提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。⁹⁾</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">一 患者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第十三項に規定する</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">上欄の体制の整備に係る作業が完了する</td></tr> </table>	一 患者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第十三項に規定する	上欄の体制の整備に係る作業が完了する	<p>附 則</p> <p>この省令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>（新設）</p>
一 患者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第十三項に規定する	上欄の体制の整備に係る作業が完了する		

	電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）によりて保険医療機関及び保険医療養担当規則第一条に規定する療養の給付又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第一条に規定する療養の給付（以下「療養の給付」という。）を受ける資格があることの確認を受けることができる体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年一月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	日又は令和五年九月三十日のいずれか早い日までの間
二	電子資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない保険医療機関又は保険薬局	上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間
三	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行なう保険医療機関	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行なう場合にあつて患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受ける仕組みの運用が開始されるまでの間
四	改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてい	当該改築の工事中である施設又は臨時の

2 新療担規則第二条第一項の規定及び新薬担規則第二条第一項の規定（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）は、保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用を受けるものと除く。）が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合にあつて患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの期間、適用しない。			
	一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導を行う場合		
	二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合		
3	保険医療機関又は保険薬局は、第一項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局長等に提出するものとする。 ^⑨		
4	第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。		

(準備行為)

第三条 前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この省令の施行の日前においても、同条の規定の例により、その届出を行うことができる。

(資料の提供)

第四条 地方厚生局長等は、療養の給付に関して必要があると認めることは、審査支払機関に対し、新療担規則第三条第一項から第四項までの規定、新薬担規則第二条第一項から第四項までの規定（新薬担規則第十二条において読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二条に関して必要な資料の提供を求めることができる。

2 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十二年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受けられる資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の二第一項各号に掲げる業務を行つため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(新設)

(新設)